

市県民税申告の受付が始まります



期間 2月16日(水)～3月15日(火)、9時～16時

会場 市役所5階506会議室

お住まいの地域 (小学校区)	受付期日
山口	2月17日(木)、18日(金)
吉木・阿志岐・山家	2月21日(月)、22日(火)、24日(木)
二日市	2月25日(金)、28日(月)
水城西・天拝・二日市北	3月1日(火)、2日(水)
二日市東	3月3日(木)、4日(金)、7日(月)
筑紫	3月8日(火)、9日(水)
原田・筑紫東	3月10日(木)、11日(金)

※各受付期日の初日は混雑が予想されます。

●感染症対策にご協力ください
①受付期日の指定
申告会場の混雑緩和のため、お住まいの地域(小学校区)ごとに受付期日を定めています。都合が合わない場合は、他の期日にご来場ください。(事前連絡不要)

②検温・マスクの着用
詳細はホームページで確認するか、問い合わせください。
申告会場では検温を行い、発熱が認められる場合は入場できません。

市県民税の申告が必要な人

令和4年1月1日現在、筑紫野市に住所がある人で

①前年中に収入があった人で所得税の確定申告をする必要がない人

※前年の収入が給与や公的年金等のみで、支払者から支払報告書が市役所へ提出されている人は申告不要です。

※公的年金等の収入が400万円以下などの理由で確定申告が不要であっても、市県民税で控除を受けるには申告が必要となる場合があります。

※勤務先で年末調整を受けた人、税務署に確定申告をする人などは、市県民税の申告は不要です。所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。

②上場株式等の特定配当所得や特定株式等譲渡所得があり、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択する人。所得金額によっては、国民健康保険税や介護保険料の算定に影響する可能性がありますので、ご注意ください。

※先に確定申告を行い、確定申告書の控えおよび関係書類を持参してください。

③前年中に収入がなかった人や、遺族年金、障害年金などの非課税収入のみの人でも、国民健康保険や後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金、保育所入所などの関係で申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの

①本人確認書類
(申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード+運転免許証、健康保険証など)

②扶養している親族等のマイナンバーがわかるもの

③収入、経費などが明らかになる書類(源泉徴収票など)

④社会保険料(国民年金保険料を含む)、生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書

⑤医療費控除を受ける場合は、支払明細書
(令和3年1月1日～令和3年12月31日の支払日付のもの)

※事前に集計してください。なお、領収書の添付は不要ですが、申告後5年間保管が必要になります。

⑥雑損控除を受ける場合は、公的機関が発行する証明書(り災証明書など)、被害を受けた資産の明細、受け取った保険金などの書類

※雑損控除を受ける人は必ず事前にお問い合わせください。

⑦寄附金税額控除を受ける場合は、寄附先が発行する証明書
※市県民税申告・確定申告をした場合、ワンストップ特例が適用されません。

⑧その他控除を受ける場合は、確認できる書類(障害者手帳、学生証など)

問 税務課 市民税担当

所得税の確定申告はイオンモール筑紫野へ

- 会場 イオンモール筑紫野 3階イオンホール
 - 期間 2月1日(火)～3月15日(火)、9時～16時
(土・日曜日、祝日は休み)
- ※9時～10時は、1階「G-1 イオン北入口」が優先入口です。

※期間中は筑紫税務署では申告会場を開設していません。

問 筑紫税務署

☎ (923) 1400

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、子育て世帯を支援するため、18歳以下の児童を養育する世帯に「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

●対象児童 平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童
●給付額 対象児童一人あたり10万円

●手続き 申請不要な令和3年9月の児童手当受給者には、12月に支給しました。新生児などの申請不要な対象者には、順次通知を発送し、支給する予定です。

手続きが必要な人についての申請を受付中です。未申請の人は早めの手続きをしてください。

詳細はホームページをご確認ください。

締 3月15日(火)まで
問 保育児童課

●手続きが必要な人

高校生世代のみの養育者で、児童手当受給者と同等の所得水準の人	
公務員	令和3年9月分の児童手当受給者で、令和3年1月1日現在筑紫野市民の人で、令和2年度子育て世帯臨時特別給付金を筑紫野市から支給されていない人
	令和3年9月分の児童手当受給者で、令和3年1月2日以降に筑紫野市に転入した人
	高校生世代のみの養育者で、児童手当受給者と同等の所得水準の人
	新生児の養育者で、児童手当受給者

住民税非課税世帯等への 臨時特別給付金

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、さまざまな困難に直面した皆さんが、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、「住民税非課税世帯等への臨時特別給付金」を支給します。

対

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯の世帯主。
※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯の世帯主。

●給付額 世帯主一人あたり10万円。

問 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金コールセンター
☎ (922)8822

対象	手続き	受付期間
① 非課税世帯の世帯主	市から送付される確認書の口座情報などを確認の上、返送してください。	1月28日(金)～ 5月2日(月) 消印有効
	令和3年1月2日以降に転入した非課税世帯の世帯主	
② 家計急変した世帯の世帯主	コールセンターへ申請書を請求の上、窓口にて手続きをしてください。	1月28日(金)～ 9月30日(金)